

失われた町 受け継がれる舎いえ (21)

エピソード／垂水五色山西洋館のこと (前篇)

中尾嘉孝 (港まち神戸を愛する会事務局長)

話は36年前の夏に戻る。従兄の提案に乗って、神戸の町を歩いてた折、垂水の五色塚古墳近くで、近年のミニ開発住宅の間からベイウインドウのある赤瓦の洋館らしき建物が見えたので敷地の東側へ回り込んだ。大きな赤瓦の切妻屋根に白い壁、四角い煙突のある洋館で、2階の南北方向の奥行きが短い、というのが特徴だった。しかし日本紳士録等で有力な情報に行き当らず、私にとって宿題的な存在となった。約30年後の2018年(平成30)年、五色山へ行った折、震災後もあの赤瓦の洋館が健在であることを確かめた。

SNSが定着して久しかった。私はいつしか垂水駅近くで喫茶店を営む洋館好きの酒井さんと建物の情報のやり取りをするようになっていた。垂水区を中心に洋風住宅を中

心で調査している酒井さんの知識の深さに、私も感心するよりほかなかった。折しも、旧日下部家別邸を転用した舞子ホテルがコロナ禍がとどめを刺す形で休業に入り、暫くして大手デベロッパーがマンション用地として買収したとの情報が公となった。建物保存と絡めた建設反対運動がおこることに開発事業者側は神経をとがらせている印象を受けた。震災後も大正期の華麗なたたずまいを残していた建物だっただけに、地元の洋館好きである酒井さんは、この一連の動きにショックを受けていた。しばらくして、酒井さんから私に、五色山のある洋館の買取を検討するにあたり、建物の素性を知りたいという依頼が来た。まぎれもなく、あの赤瓦の洋館の内観も含めた情報が不動産会社のサイトに

(なかお よしたか)



1990(平成2)年ごろの五色山の赤瓦の洋館

不条理に突き進む原発、地域の選択

特集

建築とまちづくり

No.563

2026年5月号

02 失われた町 受け継がれる舎 (21) エピソード／垂水五色山西洋館のこと (前篇) 中尾 嘉孝

04 主張 都市のジェントリフィケーションと向き合う 岡田 昭人

乾 康代

06 原発は過疎地という政策

池田 豊

11 原発事故から15年 福島 の 現在地 — 現地視察が突きつけた「見えない現実」

飯塚寿之

16 日常の暮らしに「覚悟」を問う社会はおかしい

林 広員

21 福井の原発をめぐる動きと私たちの運動

中田 潤

26 ドイツにおける脱原発

大島堅一

31 エネルギー政策における原発の位置づけと課題 — 第7次エネルギー基本計画と政策反転

39 新建のひろば 京都支部——北歐紀行写真報告会 愛知支部——「仕事を語る会」

43 社会派 聖地巡礼 (16) ピンク・ストーン の 町、アッジジ 中林 浩

〈表紙写真〉 東京電力福島第一原発 1・2号機共用排気筒
〈扉写真〉 乾 康代、高田 桂子

忙 中 閑

「パーススタジオ」と「東京パース」 山本ヒカル
私たちの事務所は「企業組合」という法人組織です。働く人が運営する会社です。自覚がなくても経営者です。社会保険料を給料から天引きするとき、私が二役。経営者と労働者を演じるわけです。働き方も自分たちで決めるのが独特です。特に夏休みはたっぷりありました。普段家族に我慢してもらっている分を考慮する意味もあつてのこと。毎年このパースを崩さないでいると仕事を出してきている設計事務所が早目に予定を組んでくれるようになりました。社員旅行には開園したばかりのデイズニールランドを選び、一日思いっきり楽しんできました。手に荷物を持たないために腰に巻きつけるポシエットを新調したものです。長滞に宿を取り、秩父夜祭りに参加した時は、周囲の観光客を見習って熱燗のコップ酒をぐいっ！と引っ掛けて楽しんできました。子連れでスキーに行つた時は滑れない私が子守役。それを見かねた他のメンバーが翌年は私たちだけでパウダースノウで有名な蔵王に行き、私を特訓してくれました。40歳を過ぎていた私は初体験のスキーです。昼食後はみんなで頂上の地蔵から滑るといふのです。私は覚えてた「大股開き」で一気に滑り降りました。それ以来坂道を観るとスキーを思い出し滑りたくなります。こんな風に自分たちらしい関心の持ち方、遊び方を大事にして楽しむことができました。(新建・神奈川支部)

ドイツにおける脱原発

中田 潤
なかた・じゅん
茨城大学 人文社会科学部

我が国で原子力発電について語られる時、それは圧倒的にエネルギー技術の選択の問題に議論が矮小化される傾向が見られる。人びとは、エネルギー消費者というステークホルダーに単純化され、原子力発電は、天然資源に乏しい国家にとって、あたかも不可避の選択肢であるかのようなナラティブが支配的である。

これに対して、ドイツにおける原子力発電の問題は、単なる電力供給という問題をはるかに超える次元で、長年議論が積み重ねられてきた。その議論の中心には、ドイツ語のLebensqualität

という用語で人びとの意識の中に定着している「生活の質」の問題、政治文化の問題、ひいては国家および社会そのもののあり方ないし方向性をめぐる問題が位置していた。さらに上記のような問題が、M・フーコーやC・ムフの表現を借りるならば、「言語化による政治化」にいたる経緯として、市民社会の側の長年にわたる運動が大きな役割を果たしていた。

そこで本稿では、①ドイツにおいて原子力発電からの脱却に至る経緯を市民運動に力点を置きつつ、他の要因にも触れながら概観していく。②そのうえで、

すべての原子力発電所が完全に稼働を停止した2024年以降の現状についても述べてみたい。

国策としての原子力発電

ドイツは第二次世界大戦後、分断国家として出発することになった。本論では、そのなかでもドイツ連邦共和国、いわゆる西ドイツに限定して状況を説明していく。ドイツにおける原子力政策の歴史は、1955年に原子力省が設置されたことに遡る。この原子力省の設置は、西ドイツが、「占領下の敗戦国」から「西側陣営の主権国家」への決定的な転換となったパリ協定の発効とほぼ同時期であった。このことは、単なる偶然ではなく、ドイツでは原子力発電がエネルギー需要の問題ではなく、むしろ（国際）政治的な視点から推し進められたことを示している。

パリ協定の発効によって、ドイツは大幅に主権を回復することになったが、その実現にあたって、連合国との間で高度な外交的な取引もおこなわれた。核

問題に関連する点に限定するならば、この協定の締結によって西ドイツは、核兵器の保有権を自発的に放棄した一方で、原子力研究・開発の自由を獲得した。当時のアーデナウアー政権にあって原子力は、エネルギー政策というよりも、むしろ科学技術大国ドイツの復活を世界に示す威信、ないしは国際政治における潜在的な意味での核抑止力の獲得の観点から重要であった。

電力需要の観点から原子力発電の推進が積極的に議論されるようになったのは、むしろオイルショックを契機とした、1970年代以降であった。他方で電力事業者の側は、採算性・経済性の観点から、原子力発電に対して消極的であった。彼らは、原子力発電を推進するにあたって、国家の側からの広範な（経済的）支援を前提としていた。

市民社会の側からの異議申立

電力需要の観点から原子力発電の重要性が叫ばれた1970年代という時代は、ドイツにおいて政治文化が大きく変容した

時代でもあった。この変容は、概して既存の権力構造の民主的統制、分散化、公開性の不十分さに対する「普通の市民」の側から異議申立という形をとった。こうした変化は、市民社会の側だけでなく、ハイ・ポリテイクス（高次政治）の側においても認められた。とりわけ、戦前・戦中を挟み、実に四〇年ぶりに政権に返り咲いた社会民主党政権はその象徴といえる。その首班となったヴィリー・ブラントによる「我々は、もっと民主主義を実践していこうではありませんか。我々は今こそ、真のスタートを切るのです」という就任演説は、この時期の改革の機運の高まりを、これ以上ない形で表現していた。

変革を目指す具体的な対象は、極めて多様であったものの、ビュルガー・イニシアティブと呼ばれた市民運動組織がこの時期に爆発的に増加した。こうしたビュルガー・イニシアティブのなかでも、環境問題、とりわけ原発を目標として掲げる団体は、地域的な拡がりや、組織

の数の観点から見ても圧倒的であった。原子力発電は、それを推進・運営していくにあたって、政治エリート・専門家による情報の独占、警察による嚴重な警備体制に代表されるように、前述した権力の民主的統制、分散化、公開性をめぐるすべての点において問題を抱えていた。こうした状況が、原子力発電を市民による異議申立の象徴的な意味での中心としていた。

また1966年に成立していた大連立政権の存在もこの市民運動の隆盛に一定の役割を果たしていた。キリスト教民主・社会同盟と社会民主党という二大政党の連立により、議会空間に野党が実質的に存在せず、またこの与党が一致して原子力発電を推進する立場を示していたことが、市民の政治的閉塞感を強めることになった。

ドイツの脱原発を理解するうえで不可欠なのは、こうした市民社会の側の持続的な動員である。一例を挙げるならば、1977年2月にニーダーザクセン州のゴアレーベンで発表された核燃



再処理施設の誘致がゴアレーベンに決定したことを発表する
ニーダーザクセン州首相エルンスト・アルベルト（1977年）



原子力関連施設建設に反対する集会の様子（ハノーファー 1979年）

小を余儀なくされた。また、バーデン・ヴュルテンベルク州のワイヤー(Wyler)における原発建設計画も、同様に撤回へと追い込まれることとなった。

こうした市民運動の成果は、他地域での脱原発運動の展開に継承され、またその議会空間での活動での回路としての緑の党の形成へとつながっていく。

またこうした異議申立の文化は、原子力関連施設建設をめぐる訴訟を頻発させることになった。その過程において、これまでの安全性をめぐる議論とは異なる新たな論点が意識化される。それは発電と廃棄物、およびその費用負担との関係であった。一連の訴訟のなかで裁判所が出した判断は、以下のように要約された。「発電によって生じる廃棄物の処理方法が確定していないのであれば、その発電所の運転を許可することは、将来の世代に予測不能な危険を押し付けることであり、法治国家として許されない」。この判決を受ける形で、1976年に原子力法が改正され、電力事業者が放

射性廃棄物処理の責任を負うことが明記された。この法律の制定により、電力事業者にとって原子力発電のコスト面での優位性は劇的に失われることになった。明示的に宣言されることはなかったものの、これにより電力業界は原子力発電からの「静かな撤退」を始める。意識されることは少ないものの、この原子力法改正以降、ドイツでは原子力発電所のゼロベースからの新規の建設計画は存在しない。これは市民社会の側の変化に、司法が先んじて反応し、それを受けける形で議会・政府が対応した立法措置をおこなった例といえた。

再生可能エネルギー政策の歴史の展開

ドイツにおいて脱原発が単なる異議申立の政治にとどまらず、実現可能となった背景には、再生可能エネルギー政策の着実な蓄積があった。

1970年代後半から盛んになつてきた反原発運動は、次第に「自分の生活空間」での原子

力関連施設の建設に反対する、いわゆる「NIMBY」(*)としての性格を変化させていった。運動は、原子力発電に依存する社会からの脱却を全ドイツレベルで目指すようになるが、それは同時に新たなエネルギー供給源に関心を向けていくことにもなった。こうして代替エネルギーの黎明期ともいえる1980年代には、地方自治体レベルでの風力・太陽光・バイオマスといった分野での実験的プロジェクトや市民出資のプロジェクトが進められていく。

それに加え、スマート・グリッドと呼ばれる思想の普及は、再生可能エネルギーをめぐる社会状況に大きな影響を与えてきた。もともとスマート・グリッドとは、電力網を情報ネットワーク化するこゝろによって需給の最適化を図り、従来の大規模集中型システムを分散的・双方向的な構造へと再編する電力インフラ上の技術概念であった。

しかしドイツにおいては、この技術概念は単なるインフラ技術にとどまらず、特有の社会的



ヨーロッパ議会選挙に向けた緑の党の候補者(1979年)

文脈のなかで規範的な意味を獲得していくことになる。すなわち、同国の脱原発およびエネルギー転換は、上からの政策決定のみならず、下からの社会運動と強く結びついて展開することになる。この社会運動における原子力への異議申し立ては、単なるリスク回避にとどまらず、巨大技術システムに対する民主的統制の要求、すなわちエネルギー供給の公共化を志向するものでもあった。

この文脈において、原子力が

少数の大企業によって担われる集中型インフラであるのに対し、再生可能エネルギーは分散型であり市民参加を可能にするという構造的対比が強調される。そしてスマート・グリッドは、この分散型エネルギーシステムを技術的に可能にする基盤として位置づけられることで、単なる効率化技術ではなく、「分散化・民主化・公共性」を体現する社会秩序理念として再解釈されるに至った。

電力供給法(1991年)

エネルギー源の主軸が、再生可能エネルギーへ移行していく過程において、法制度面での対応も大きな役割を占める。前述の原子力法の改正が、原子力発電のその後の推進にとって大きな障害になった一方で、再生可能エネルギーの推進にとって大きな弾みとなったのは、1991年に制定された「電力供給法(Stromversorgungsgesetz: StVG)」であった。それまで原則的に対立していた、キリスト教社会同盟(CSU)と緑の党と

の連携によって成立したことによつて注目された同法は、再生可能エネルギーで発電された電力を電力会社が一定価格で買い取ることを義務付けた。これは後の固定価格買取制度(FIT)の先駆けであり、多くの国が、その後再生可能エネルギーの買い取りに関する制度設計を進めるうえで、参照する基準点となった。ちなみにエネルギー産業界の側から、この法律に対しては、その経済的波及効果の小ささであったといわれている。この法律に関連して発生してくる費用は五〇〇万ドイツ・マルクと試算されていたが、数十億ドイツ・マルクのエネルギー産業界の経済規模に比較した時、ほとんど誤差とみなされていた(1)。

再生可能エネルギー法(2000年)

1998年におこなわれた連邦議会選挙により政権が交代し、連邦共和国史上初めて緑の党が、社会民主党とならんで与党となった。両党の間で交わされた政

策協定では、再生可能エネルギーの利用拡大、原子力からの段階的撤退、環境税制改革が謳われた。こうして再生可能エネルギーへのシフトは、今や政権の重要課題の一つになるに至った。この政権のもとで、2000年には先のStVGを大幅に強化した「再生可能エネルギー法(EEG)」が成立し、固定価格買取制度が導入された。これにより風力・太陽光発電を主とする再生可能エネルギーは急速に普及していくことになる。

この局面において、大きな役割を果たしたのは協同組合であった。日本とは異なり、ドイツにおける協同組合は、その活動の目的が比較的自由に設定できる。そこで、再生可能エネルギーの生産・利用を目的とする「エネルギー協同組合」が、全国各地に設立された。これらのエネルギー協同組合は、多くの場合、市民による協同出資で設立されており、電源の主軸を再生エネルギーにシフトしていくことを目指す、いわゆる「エネルギー転換(Energiewende)」は、ド

イツでは「市民のプロジェクト」としての性格を帯びていた。

2012年の時点では、再生可能エネルギーの事業主体の実に47%が市民出資によるエネルギー協同組合であった。また管見の限りではあるが、その資金調達に際して、採算性への懸念から、大手の金融機関が消極的な姿勢を示すケースが支配的であった一方で、地域社会に根ざした金融機関が一定の役割を果たしている例が多く見られた。日本におけるこうした事業主体の圧倒的部分が、企業であることと比較した時、ドイツにおける地域社会・市民社会の果たす役割の大きさは特徴的である。

脱原発後のドイツ

社会民主党・緑の党政権下で制定された改正原子力法(2002年)により、ドイツでは原発の段階的な全廃が決定された。その後のメルケル政権によってこの決定は覆されるが、2011年の福島第一原発の事故を受けて、ふたたび方針は転換する。ドイツにおける福島の事故が持つ意味は、

すでに規定路線となっていた脱原発にストッパーをかけようとする勢力への最後の一撃であった。

2023年4月に、その時点まで稼働していた三基の原子力発電所が操業を終了したことに伴い、2024年は、1962年以来初めて自国の原子力発電による電力生産がない一年間となった。この三基の原発は、電力生産の6.1%を供給していたが、毎年急速な伸びを示している再生可能エネルギーによる発電によって相殺される形で、発電能力の低下は生じていない。

しかしながら総発電量と電力の国内自給率という観点からは、近年変化が見られる。ドイツは長年にわたり電力輸出国であったが、2023年に初めてわずかながら輸入超過となったのに引き続き、2024年も、国内の全電力需要に対して7%程度の輸入超過となった²⁾。

これについては、二つの要因に注目しておく必要がある。その第一は、褐炭・石炭を燃料とする火力発電の減少によって、国内での全発電量が低下してい

るといふ点である。これは主として環境政策的な視点、またCO₂排出権価格の高騰化という視点に立つならば、経済政策として推し進められている。その結果、ドイツの電力部門の温暖化ガスの排出量は、2024年に過去最低水準、1990年と比較して約40%の水準にまで低下している。

第二は、ヨーロッパにおいて統合電力市場が成立しており、各国が電力の国内自給よりも、ヨーロッパ全体での最適化に重きを置いているという点である。これは単純化して言うならば、それぞれの国はヨーロッパ内の電力市場における電力価格と国内での電力の調達価格を比較し、市場価格の方が安価な場合、国内に生産余力があった場合でも、市場から電力を調達するということである。その結果、ドイツでは全体として2023年および2024年は輸入超過となつた。ちなみにこの両年度においてドイツは、デンマーク、スイス、ノルウェー、フランスから電力を輸入している。同時にオース

トリア、ポーランド、ルクセンブルク、チェコには輸出しているが、これは上記のような事情に拠るものである。

最後に、2022年に勃発したウクライナでの戦争がドイツのエネルギー事情に与えた影響について触れておきたい。ドイツは、国内の火力発電のための天然ガスの大部分を、バルト海に敷設されたパイプライン経由でロシアに依存してきた。ウクライナへの侵攻以降、ロシアに対して経済制裁等の厳しい措置をとるドイツは、ロシアによる対抗措置として、このルートでの資源調達が困難になる。こうした事態の展開は、国内での再生エネルギー推進に向けてむしろ追い風になっている。というのも、太陽や風は「自国の上空からもたらされる」国産のエネルギー源として、安全保障の観点からより好ましいものとして認識されるに至っているからである。

エネルギー政策における

原発の位置づけと課題

第7次エネルギー基本計画と政策反転

大島堅一
おしま・けんいち
龍谷大学政策学部教授

現在、世界でもっとも安い電源は太陽光と風力となっている。国際再生可能エネルギー機関の2025年報告によれば、この十数年で太陽光のコストは九割、風力も七割下がった。2024年の新規導入量は過去最高を記録した。

経済合理性の観点からすれば、再生可能エネルギー（以下、再エネ）を選ぶことに疑問の余地はない。ところが日本政府は2025年2月、第7次エネルギー基本計画を閣議決定し、原子力発電を再びエネルギー政策の中心に据えた。福島原発事故後に掲げてきた「原発依存度の

可能な限りの低減」という方針を完全に撤回した。

コストで劣り、建設に一〇年以上かかり、事故のリスクを抱え、放射性廃棄物の処分先も決まっていない原発を、なぜ日本政府は推進するのか。メガソーラーへの地域の反発を背景に、再エネ全般への疑念が広がっているなかで、この問いの意味は大きい。本稿では、第7次エネルギー基本計画の内容を検討し、原発推進への政策転換がいづ、どのようにして起こったのかについて述べることにする。

第7次エネルギー基本計画の問題点

削除された二つの文言

2025年2月の第7次エネルギー基本計画でもっとも注目のべきなのは、削除された文言である。一つ目は「原発依存度の可能な限りの低減」という方針である。これは2014年以来一貫して書き込まれてきた、福島原発事故の教訓を踏まえた最低限の歯止めだった。二つ目は「再エネを最優先の原則の下で最大限導入する」という記述で、2021年の第6次計画で盛り込まれた、世界の潮流との整合性を保つぎりの表現だった。

削除は単なる文言の整理ではない。政策方針の根本的転換である。原発依存度の低減も、再エネ優先も、もはや政府の方針ではなくなった。

書き加えられた原発の役割

重要な文言が削除される一方で、原発の役割は大幅に書き加えられた。特に強調されたのは、データセンターや人工知能の成

長による電力需要増加への対応である。しかし、原発は建設に一〇年以上かかり、目の前の需要増には間に合わない。太陽光や風力は数年で建設でき、蓄電池と組み合わせれば需給調整も可能である。需要増対応という名目は、原発推進の口実にすぎない。

世界との乖離

第7次エネルギー基本計画では、2040年度の発電量に占める再エネ比率目標を四〇五割とした。この数字を世界と比較してみよう。ドイツでは2024年に発電量の59%が再エネとなっている。オーストラリアの南オーストラリア州では74%に達した。中国は2024年だけで、日本の総発電設備容量を上回る規模の再エネを新規導入した。日本が2040年の目標とする四〇五割は、多くの国がすでに2025年に達成している水準である。しかも日本には膨大な再エネの導入可能性がある。環境省の2022年調査によれば、太陽光と陸上風力だけで、

1 <https://www.zeitde/online/2006/39/EEGv-kompletzensicht>
2 Status report on the Use of Nuclear Energy in the Federal Republic of Germany 2023。なお本データは、公共電力供給向けのドイツの純発電量データに基づいている。これは、総発電量と発電所の自家消費量の差であり、公共送電網に供給される電力である。電力業界では、電力取引や送電網の稼働率などの計算に純値を用い、電力取引所では純値のみが取引される。
* Nimby: Not in My Back Yard (自分の裏庭ではやめてくれ) 〓 施設の必要性は容認するが、自らの居住地域には建てないでくれ」と主張する住民たちを意味する。

中田潤：茨城大学人文社会科学部教授。専門はヨーロッパ（主としてドイツ）現代史。19世紀から20世紀にかけての社会運動史を主たる研究テーマとする。その関連から環境保護運動、反原発運動、そして再生可能エネルギーをめぐるドイツの現状についても手がけている。主たる著書として、『ドイツ「緑の党」史——価値保守主義・左派オルタナティブ・協同主義的市民社会』（吉田書店 2023年）『Der Grenz- und Landesschutz in der Weimarer Republik 1918 bis 1933: Die geheime Aufrüstung und die deutsche Gesellschaft (Freiburg i. Br. 2002)、Dynamiken der Gewalt. Krieg im Spannungsfeld von Politik, Ideologie und Gesellschaft (Paderborn 2015)』など。